

申請の手引き

令和8年度

京都市住宅の自家消費型太陽光発電設備等設置促進補助金

【申請書類提出先・問合せ窓口】

○ 京都市住宅の自家消費型太陽光発電設備等設置補助金事務局

・ 受付時間：平日 9時00分～17時00分

・ 住 所：〒534-0024

大阪府大阪市都島区東野田町1丁目5番14号

京橋フロントビル6F（株）かんでんCSフォーラム 京橋センター

・ 電 話：06-7525-4943

・ 電子メール：solar2026@cc.kcsf.jp

【補助実施の背景など地球温暖化対策全般に係る問合せ】

○ 京都市環境政策局地球温暖化対策室

・ 受付時間：平日 9時00分～17時00分

・ 住 所：〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

・ 電 話：075-222-4555

目次

1	申請の概要（詳細は 2 以降を参照ください）	1
(1)	補助対象設備と補助金額.....	1
(2)	補助対象設備に係る契約・工事等の対象期間.....	2
(3)	申請の流れ（申請者（代理申請可）（●）、事務局（▲））	3
(4)	申請受付期間	3
2	補助対象の詳細について	4
(1)	補助対象者	4
(2)	補助対象設備の要件	5
3	補助金額について	8
4	補助金交付スケジュール	9
(1)	申請や補助金の交付の流れ（申請者（代理申請可）（●）、事務局（▲））	9
(2)	申請受付期間（事前登録申込及び交付申請）	9
(3)	事業開始承認申請について	10
5	補助金申請の流れ（一般的な例）	11
6	申請書類の記入例と注意点	15
7	添付書類作成例.....	25
8	景観手続（※ 必ず工事着手前にご確認ください。）	35
9	申請・問い合わせ窓口.....	42

1 申請の概要（詳細は 2 以降を参照ください）

京都市内の戸建て住宅において、太陽光発電設備（2kW 以上）と蓄電池（V2H を含む）を設置する場合にその経費の一部を補助します。また、これらの設備と同時に高効率給湯機器（エコキュート）又はコージェネレーションシステム（エネファーム）を設置する場合には、その経費の一部も補助します。

なお、これら設備が設置された住宅を購入する場合も、これら設備の経費の一部を補助します。

また、上記は、各設備の同時設置が要件となりますが、既に設置している太陽光発電設備の追加的設備として、蓄電池（V2H を含む）を新たに設置する場合には、その経費の一部を補助します。

(1) 補助対象設備と補助金額

補助対象設備		補助額
①	次の補助対象設備を同時に設置する場合 (1) 太陽光発電設備（2kW 以上） (2) 蓄電池又は V2H 充放電設備※1	【太陽光発電設備】 7 万円/kW 【蓄電池】 5 万円/kWh（上限：補助対象経費の 3 分の 1） 【V2H 充放電設備】 10 万円/件
	次の補助対象設備を同時に設置する場合 (1) 太陽光発電設備（2kW 以上） (2) 蓄電池又は V2H 充放電設備※1 (3) 高効率給湯機器又はコージェネレーションシステム	【高効率給湯機器】 補助対象経費の 2 分の 1（上限：30 万円） 【コージェネレーションシステム】 補助対象設備の 2 分の 1（上限：80 万円）
③	既存の太陽光発電設備の追加的設備として、蓄電池又は V2H 充放電設備を設置する場合※1	10 万円/件

※1 蓄電池と V2H 充放電設備の両方を設置した場合の補助対象設備（補助額）は、いずれかとします。

※2 高効率給湯機器とコージェネレーションシステムの両方を設置した場合の補助対象設備（補助額）は、いずれかとします。

<補助対象設備の主な要件>

【太陽光発電設備（上記①と②）】

- 太陽電池モジュールとパワーコンディショナーのいずれか低い方の出力が 2kW 以上
- FIT（固定価格買取制度）/FIP の認定を取得しないこと
（非 FIT/FIP で電力を買い取りしている小売電気事業者がありますので、下記 HP を参照下さい。）
[非 FIT 余剰電力の買取事業者について／京都府ホームページ](#)
- 発電した電力の 30%以上を自家消費すること（上記①と②の場合のみ）

【高効率給湯機器（エコキュート）（上記②）】

- インターネットに接続可能な機種で、翌日の天気予報や日射量予報に連動することで、昼間の時間帯に沸き上げをシフトする機能を有するものであること、または、おひさまエコキュートであること。

【コージェネレーションシステム（上記②）】

- 気象情報と連動することで、停電が予想される場合に稼働を停止しない機能を有するものであること。

(2) 補助対象設備に係る契約・工事等の対象期間

ア 新築住宅の場合

設備の設置工事に関する契約時期や工事期間等が以下の期間内であること。

補助対象者	契約締結日	補助対象設備 の工事着手	補助対象設備の工事・支払い・引 渡しの完了及び補助金交付申請
補助対象設備の 設置者（工事発 注者）※ ¹	<工事請負契約> 令和8年4月3日以降※ ³	令和8年度	令和9年1月29日まで※ ⁴ （補助対象設備の工事・支払い完了後）
補助対象設備が 備えられた建売 住宅の購入者※ ²	<売買契約> 令和8年4月3日以降	—	令和9年1月29日まで （建売住宅の支払い・引渡し完了後）

※¹ 補助対象設備が設置された注文住宅の購入者（建築主）だけでなく、建売住宅の販売事業者やP P A・リース事業者を含みます。

※² 個人だけでなく、住宅を購入して個人に販売する不動産会社も含みます。

※³ 令和7年度中に工事請負契約を締結している場合、令和7年12月9日以降に契約を締結のうえ、工事・支払い完了までの期間が、長期（7カ月以上）にわたり、令和7年度から令和8年度を跨ぐ場合に限り、別途、補助対象とします。

※⁴ 補助対象設備の設置工事を住宅の新築工事と一体で契約する場合において、契約から工事・支払い完了までが長期（7カ月以上）にわたり、令和9年4月1日から令和10年1月31日の間に完了する場合は、補助対象設備の工事着手前かつ令和9年2月28日までに事業開始承認申請を行い、令和9年度に改めて申請してください（事業開始承認をもって、交付を保証するものではありません）。

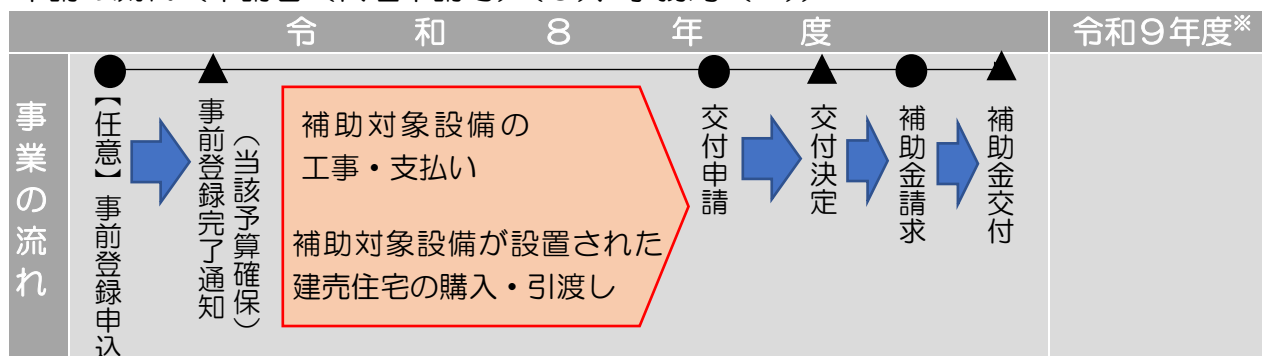
イ 既築住宅の場合

設備の設置工事に関する契約時期や工事期間等が以下の期間内であること。

補助対象者	工事請負 契約締結日	補助対象設備 の工事着手	補助対象設備の工事・支払い・引 渡しの完了及び補助金交付申請
補助対象設備の 設置者（工事発 注者）※	令和8年4月15日以降	令和8年度	令和9年1月29日まで （補助対象設備の工事・支払い完了後）

※ 補助対象設備の購入者（個人）だけでなく、P P A・リース事業者を含みます。

(3) 申請の流れ（申請者（代理申請可）（●）、事務局（▲））



※ 新築住宅において、補助対象設備の工事請負契約から工事・支払い完了までが長期（7カ月以上）にわたり、令和9年4月1日から令和10年1月31日の間に完了する場合は、補助対象設備の工事着手前かつ令和9年2月28日までに事業開始承認申請を行い、令和9年度に改めて交付申請してください（事業開始承認をもって、交付を保証するものではありません）。

交付申請は事後申請です。

申請を予定していても、申請時点で既に予算が尽きており、補助金を受けられないケースがあり得るため、工事着手前（補助対象設備が設置された建売住宅購入の場合は売買契約前）に事前登録申込をしていただき、審査をクリアした場合、事務局がその分の予算を確保する「事前登録制度」（任意）を設けています。

(4) 申請受付期間

令和8年6月1日（月）～令和9年1月29日（金）

ただし、以下の予算額に達した時点で受付を終了します。

2 補助対象の詳細について

補助対象かどうかは、主に次の2つの要件によって決まります。(1)及び(2)それぞれの要件について該当しているか、ご確認ください。

(1) 申請を行う方が、対象となるかどうか (交付規程第3条)

(2) 設置する設備が、対象となるかどうか (交付規程第4条)

(1) 補助対象者

申請を行う方は、以下の要件を満たす必要があります。(交付規程第3条)

ア 新築住宅の場合

- ① 京都市内の一戸建ての住宅に、太陽光発電設備（発電出力が2.0kW以上のものに限る。）と同時に蓄電池又はV2H充放電設備を設置する者（PPA（エネルギーサービスプロバイダ等が設置した再生可能エネルギー発電設備で発電した電気を、需要家が電気と環境価値が紐づいた状態で調達し消費する契約形態。）・リース等により導入した場合を含む）。

また、太陽光発電設備と蓄電池（V2Hを含む）と同時に、高効率給湯機器又はコージェネレーションシステムを設置する場合、これらの設備も補助対象となります。

ただし、補助対象設備の設置工事に関する契約時期や工事期間等が以下の期間内である必要があります。

補助対象設備の 工事請負契約締結日	補助対象設備 の工事着手	補助対象設備の工事・支払い・引渡しの完了 及び補助金交付申請
令和8年4月3日以降※ ¹	令和8年度	令和9年1月29日まで※ ²

※1 令和7年度中に工事請負契約を締結している場合、令和7年12月9日以降に契約を締結のうえ、工事・支払い完了までの期間が、長期（7カ月以上）にわたり、令和7年度から令和8年度を跨ぐ場合に限り、別途、補助対象とします。

※2 補助対象設備の工事請負契約から工事・支払い完了までが長期（7カ月以上）にわたり、令和9年4月1日から令和10年1月31日の間に完了する場合は、補助対象設備の工事着手前かつ令和9年2月28日までに事業開始承認申請を行い、令和9年度に改めて申請してください（事業開始承認をもって、交付を保証するものではありません）。

補助対象設備が設置された注文住宅の購入者（建築主）だけでなく、建売住宅の販売事業者（同事業者が補助対象設備の設置工事を発注した場合）も含まれます。

- ② 太陽光発電設備（発電出力が2.0kW以上のものに限る。）及び蓄電池又はV2H充放電設備が設置された京都市内の新築一戸建て建売住宅（建売を前提に建築され、一度も登記されたことのない住宅）を購入する者。

また、同住宅に高効率給湯機器又はコージェネレーションシステムが設置されている場合、これらの設備も補助対象となります。

ただし、補助対象設備の設置工事に関する契約時期や工事期間等が以下の期間内である必要があります。

売買契約締結日	補助対象設備 の工事着手	補助対象設備が設置された建売住宅の工事・支払い・引渡しの完了及び実績報告
令和8年4月3日以降	—	令和9年1月29日まで

個人だけでなく、住宅を購入して個人に販売する不動産会社も含まれます。

イ 既築住宅の場合

- ① 京都市内の一戸建ての住宅に、太陽光発電設備（発電出力が2.0kW以上のものに限る。）と同時に蓄電池又はV2H充放電設備を設置する者（PPA・リース等により導入した場合を含む）。

また、同住宅に同設備と同時に、高効率給湯機器又はコージェネレーションシステムを設置する場合、これらの設備も補助対象となります。

ただし、補助対象設備の設置工事に関する契約時期や工事期間等が以下の期間内である必要があります。

補助対象設備の 工事請負契約締結日	補助対象設備 の工事着手	補助対象設備の工事・支払い・引渡しの完了 及び補助金交付申請
令和8年4月15日以降	令和8年度	令和9年1月29日まで (補助対象設備の工事・支払い完了後)

- ② 京都市内の一戸建ての住宅に既存の太陽光発電設備の追加的設備として蓄電池又はV2H充放電設備を設置する者。

ただし、補助対象設備の設置工事に関する契約時期や工事期間等が以下の期間内である必要があります。

補助対象設備の 工事請負契約締結日	補助対象設備 の工事着手	補助対象設備の工事・支払い・引渡しの完了 及び補助金交付申請
令和8年4月15日以降	令和8年度	令和9年1月29日まで (補助対象設備の工事・支払い完了後)

上記に関わらず、以下に該当する者は対象としません。

- ・ 租税公課を滞納している者
- ・ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者

(2) 補助対象設備の要件

設置する設備は、いずれも次の要件を満たすとともに、設置する設備ごとに、下表の要件を満たす必要があります。（交付規程第4条、別表第1）

ア 補助対象設備（共通）の要件

- ① エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。
- ② 各種法令等を遵守した設備であること。
- ③ 商用化され、導入実績がある設備であること（中古設備は、原則、対象外）。
- ④ 法定耐用年数を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
- ⑤ 一般の競争に付された契約に基づき、導入される設備であること（複数社から見積徴収するなど）。

イ 各補助対象設備の要件

補助対象設備	主要な設備要件及び解説
太陽光発電設備	• 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。 → 自家消費した分の CO₂ 排出削減量を環境価値として他人に譲渡しないでください。 • <u>固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又は FIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。</u> → <u>非 FIT/非 FIP の余剰電力の買い取りを行っている小売電気事業者をお探しの方は、以下 HP をご参考ください。</u> <u>非 FIT 余剰電力の買取事業者について／京都府ホームページ</u> • 電気事業法に定める接続供給（自己託送）を行わないこと。 → 補助対象設備を用いて発電した電気を一般送配電事業者が運用する送配電ネットワークを介して、別の場所にある補助対象者が所有する建物に送電しないこと。 • <u>需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力量の 30%以上を当該需要家が消費すること。</u> → <u>30%以上自家消費できるか試算してください。</u>
蓄電池	• ①本補助金で導入する太陽光発電設備の付帯設備として同時に申請され、同時に設置されるもの、又は、②既存の太陽光発電設備の追加的設備として設置されるもの。 →②については、既存の太陽光発電設備が必ずしも上記の太陽光発電設備の要件を満たしている必要はありません。 • 原則として再生可能エネルギー発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。 →商用電源から蓄電池への充電は行わないようにし、日常的に再生可能エネルギーから充電した電気を利用してください。 • <u>家庭用（20kWh 以下）：12.5 万円/kWh、業務用（20kWh 超）：11.9 万円/kWh 以下（いずれも工事費込み・税抜き）の蓄電システムとなるよう努めること。</u>
高効率給湯機器・コージェネレーションシステム	<共通> • <u>本補助金で導入する太陽光発電設備及び蓄電池又は V2H 充放電設備の付帯設備として同時に申請され、同時に設置されるもの。</u> →<u>高効率給湯機器・コージェネレーションシステム単体や太陽光発電設備のみ（蓄電池なし）とのセットは補助対象外です。</u> <高効率給湯機器> • <u>従来の給湯機器等に対して 30%以上省 CO₂ 効果が得られるものであること。</u>

	→<u>省 CO2 効果計算表を活用ください。</u> ・ <u>インターネットに接続可能な機種で、翌日の天気予報や日射量予報に連動することで、昼間の時間帯に沸き上げをシフトする機能を有するものであること、または、おひさまエコキュートであること。</u> →<u>カタログやメーカー等に問合せいただき、同要件を満たしているか確認ください。</u>なお、国の「住宅省エネ 2026 キャンペーン」と同様の要件であるため、同要件を満たしているかどうかは以下の国のHP（エコキュート）でも確認可能です。 住宅省エネ 2026 キャンペーン補助対象製品の検索 ＜コージェネレーションシステム＞ ・ 都市ガス、天然ガス、LPG、バイオガス等を燃料とし、エンジン、タービン等により発電するとともに、熱交換を行う機能を有する熱電併給型動力発生装置又は燃料電池であること。 ・ <u>気象情報と連動することで、停電が予想される場合に稼働を停止しない機能を有するものであること。</u> →<u>カタログやメーカー等に問合せいただき、同要件を満たしているか確認ください。</u>なお、国の「住宅省エネ 2026 キャンペーン」と同様の要件であるため、同要件を満たしているかどうかは以下の国のHP（エネファーム）でも確認可能です。 住宅省エネ 2026 キャンペーン補助対象製品の検索
V2H 充放電設備	・ ①本補助金で導入する太陽光発電設備の付帯設備として同時に申請され、同時に設置されるもの、又は、②既存の太陽光発電設備の追加的設備として設置されるもの。 →②については、既存の太陽光発電設備が必ずしも上記の太陽光発電設備の要件を満たしている必要はありません。 ・ 太陽光発電システムが発電する電力を電気自動車等に充放電することができるもの ・ V2H 充放電設備の型式が、経済産業省「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」の補助対象 V2H 充放電設備一覧表に掲載されているもの 令和 6 年度補正・令和 7 年度予算 V2H 充放電設備の導入補助金 一般社団法人次世代自動車振興センター

上記は主な要件です。その他にも、補助要件がありますので、その他の要件については、京都市住宅の自家消費型太陽光発電設備等設置補助金交付規程を御確認ください。

3 補助金額について

補助対象設備ごとの補助額は下表のとおりです。

※補助対象設備ごとに要件がありますので、2をご確認ください。

補助対象設備		補助額
①	次の補助対象設備を同時に設置する場合 (1) 太陽光発電設備（2kW 以上） (2) 蓄電池又はV2H充放電設備※ ¹	【太陽光発電設備】 7万円/kW 【蓄電池】 5万円/kWh（上限：補助対象経費の3分の1） 【V2H充放電設備】 10万円/件
	次の補助対象設備を同時に設置する場合 (1) 太陽光発電設備（2kW 以上） (2) 蓄電池又はV2H充放電設備※ ¹ (3) 高効率給湯機器又はコージェネレーションシステム	【高効率給湯機器】 補助対象経費の2分の1（上限：30万円） 【コージェネレーションシステム】 補助対象設備の2分の1（上限：80万円）
③	既存の太陽光発電設備の追加的設備として、蓄電池又はV2H充放電設備を設置する場合※ ¹	10万円/件

※1 蓄電池とV2H充放電設備の両方を設置した場合の補助対象設備（補助額）は、いずれかとなります。

※2 高効率給湯機器とコージェネレーションシステムの両方を設置した場合の補助対象設備（補助額）は、いずれかとなります。

（補助金の利用例）

太陽光発電設備の補助を受けようとする場合、蓄電池又はV2H充放電設備をセットで導入する必要があります。

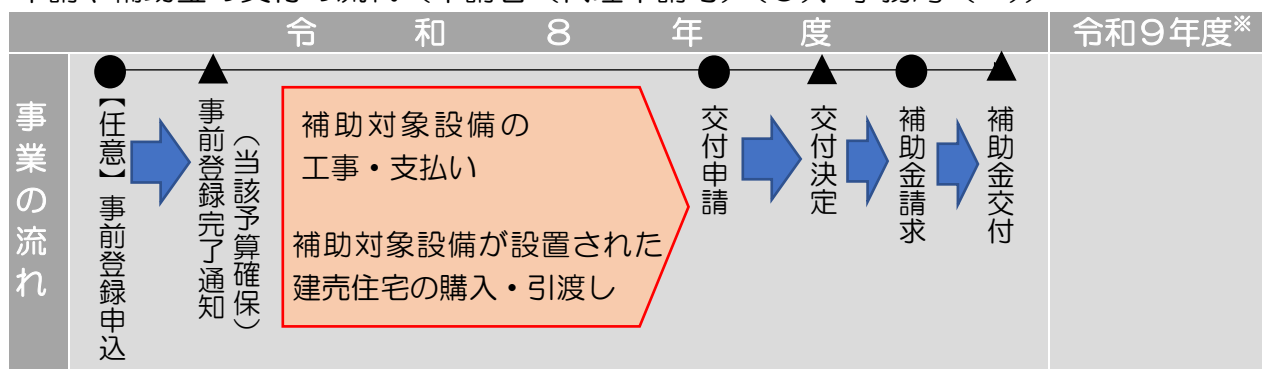
太陽光発電設備	蓄電池	V2H 充放電設備	高効率給湯機器	コージェネレーションシステム	補助額
5kW	7kWh （設置費用 120万円）	—	—	—	【太陽光発電設備】 $7\text{万円/kW} \times 5\text{kW} = 35\text{万円}$ 【蓄電池】 $5\text{万円/kWh} \times 7\text{kWh} = 35\text{万円}$ 上限：120万円 $\times 1/3 = 40\text{万円}$ →補助額合計：70万円
5kW	10kWh （設置費用 120万円）	—	設置費用 70万円	—	【太陽光発電設備】 $7\text{万円/kW} \times 5\text{kW} = 35\text{万円}$ 【蓄電池】 $5\text{万円/kWh} \times 10\text{kWh} = 50\text{万円}$ 上限：120万円 $\times 1/3 = 40\text{万円}$ 【高効率給湯機器】 $70\text{万円} \times 1/2 = 35\text{万円}$ 上限：30万円 →補助額合計：105万円
4kW	—	○	—	—	【太陽光発電設備】 $7\text{万円/kW} \times 4\text{kW} = 28\text{万円}$ 【V2H 充放電設備】 10万円 →補助額合計：38万円
—	7kWh （設置費用 120万円）	—	—	—	【蓄電池】10万円

い
ず
れ
か
低
い
方

高効率給湯機器又はコージェネレーションシステムの補助を受けようとする場合、太陽光発電設備と蓄電池をセットで導入する必要があります。

4 補助金交付スケジュール

(1) 申請や補助金の交付の流れ（申請者（代理申請可）（●）、事務局（▲））



※ 補助対象設備の設置工事を住宅の新築工事と一体で契約する場合において、契約から工事・支払い完了までが長期（7カ月以上）にわたり、令和9年4月1日から令和10年1月31日の間に完了する場合は、補助対象設備の工事着手前かつ令和9年2月28日までに事業開始承認申請（(3)参照）を行い、令和9年度に改めて交付申請してください（事業開始承認をもって、交付を保証するものではありません）。

交付申請は事後申請です。

申請を予定していても、申請時点で既に予算が尽きており、補助金を受けられないケースがあり得るため、工事着手前（補助対象設備が設置された建売住宅購入の場合は売買契約前）に事前登録申込をしていただき、審査をクリアした場合、その予算が確保される「事前登録制度」（任意）を設けています。

(2) 申請受付期間（事前登録申込及び交付申請）

令和8年6月1日（月）～令和9年1月29日（金）

ただし、以下の予算額に達した時点で受付を終了します。

(3) 事業開始承認申請について

補助対象設備の設置工事を住宅の新築工事と一体で契約する場合において、契約から工事・支払い完了までが長期（7カ月以上）にわたり、令和9年1月29日までに完了しない場合、令和8年度の補助金の交付は受けられません。

このような場合に、令和9年度の補助金の交付を受けられるように設けているのが「事業開始承認申請」制度です。

補助対象設備の設置工事を住宅の新築工事と一体で契約する場合において、契約から工事・支払い完了までが長期（7カ月以上）にわたり、令和9年4月1日から令和10年1月31日の間に完了する場合は、補助対象設備の工事着手前かつ令和9年2月28日までに事業開始承認申請を行ったうえで、令和9年度に改めて交付申請してください。
ただし、事業開始承認をもって、交付を保証するものではありません。

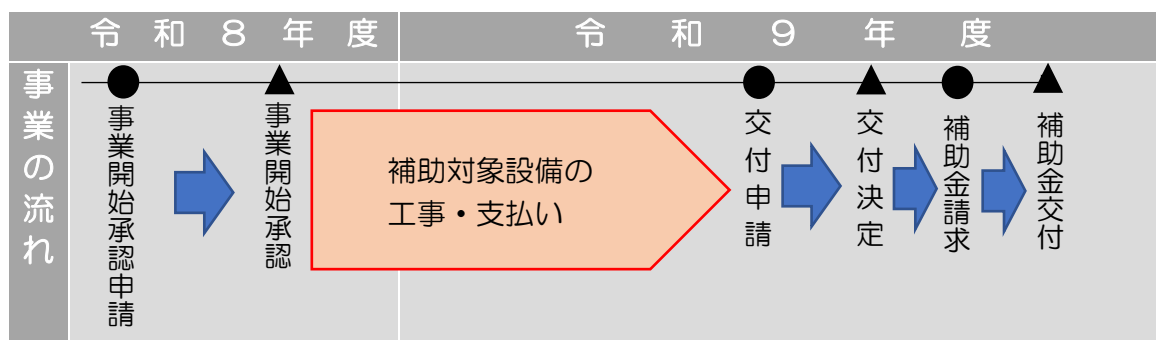
① 事業開始承認申請受付期間（補助対象設備の工事着手前に提出）

令和8年6月1日 ～ 令和9年2月28日

② 交付申請受付期間

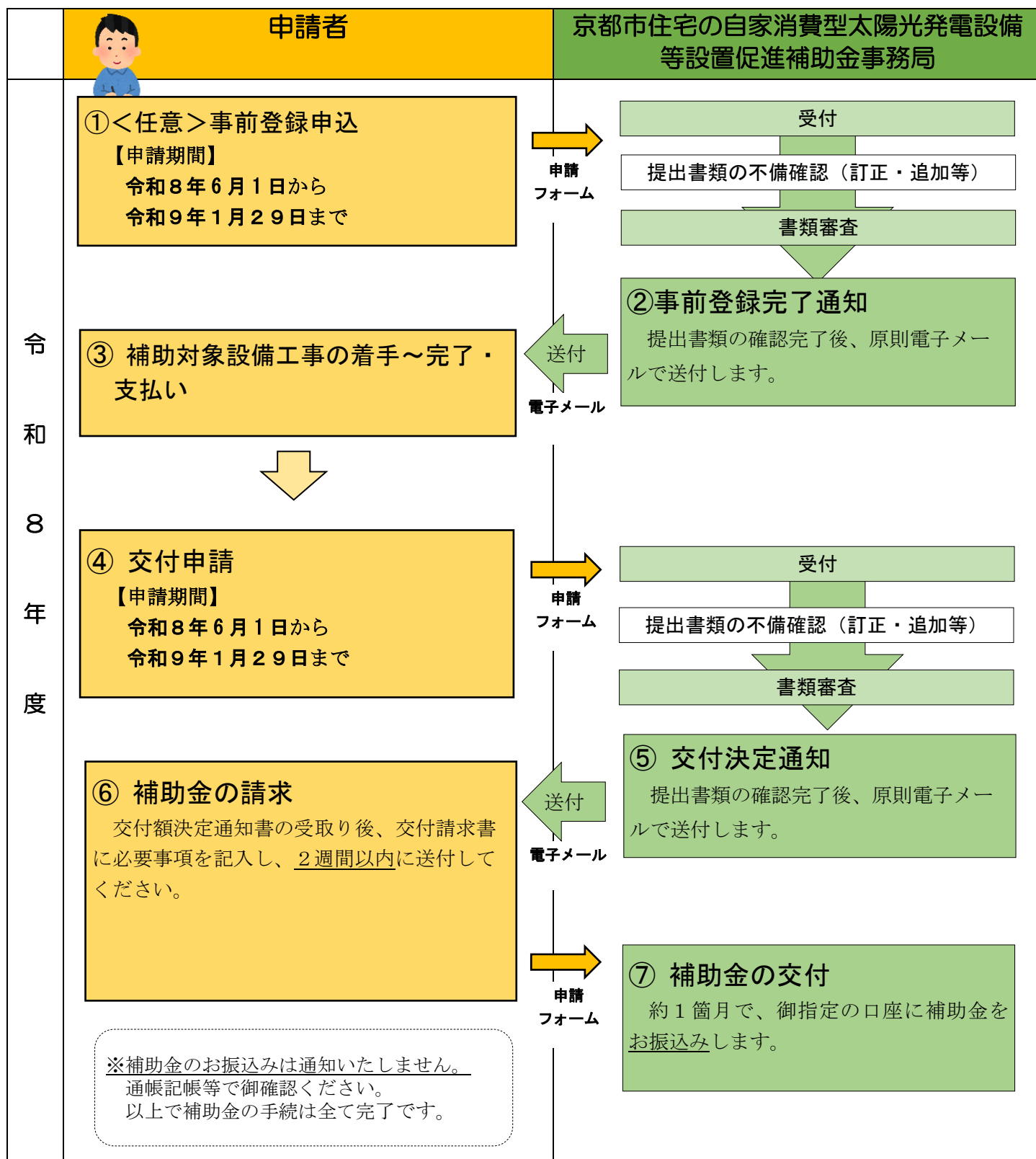
令和9年度の受付期間及び提出期限に準ずる。（令和9年度に決定予定です。）

<事業開始承認申請の流れ（申請者（代理申請可）（●）、事務局（▲））>

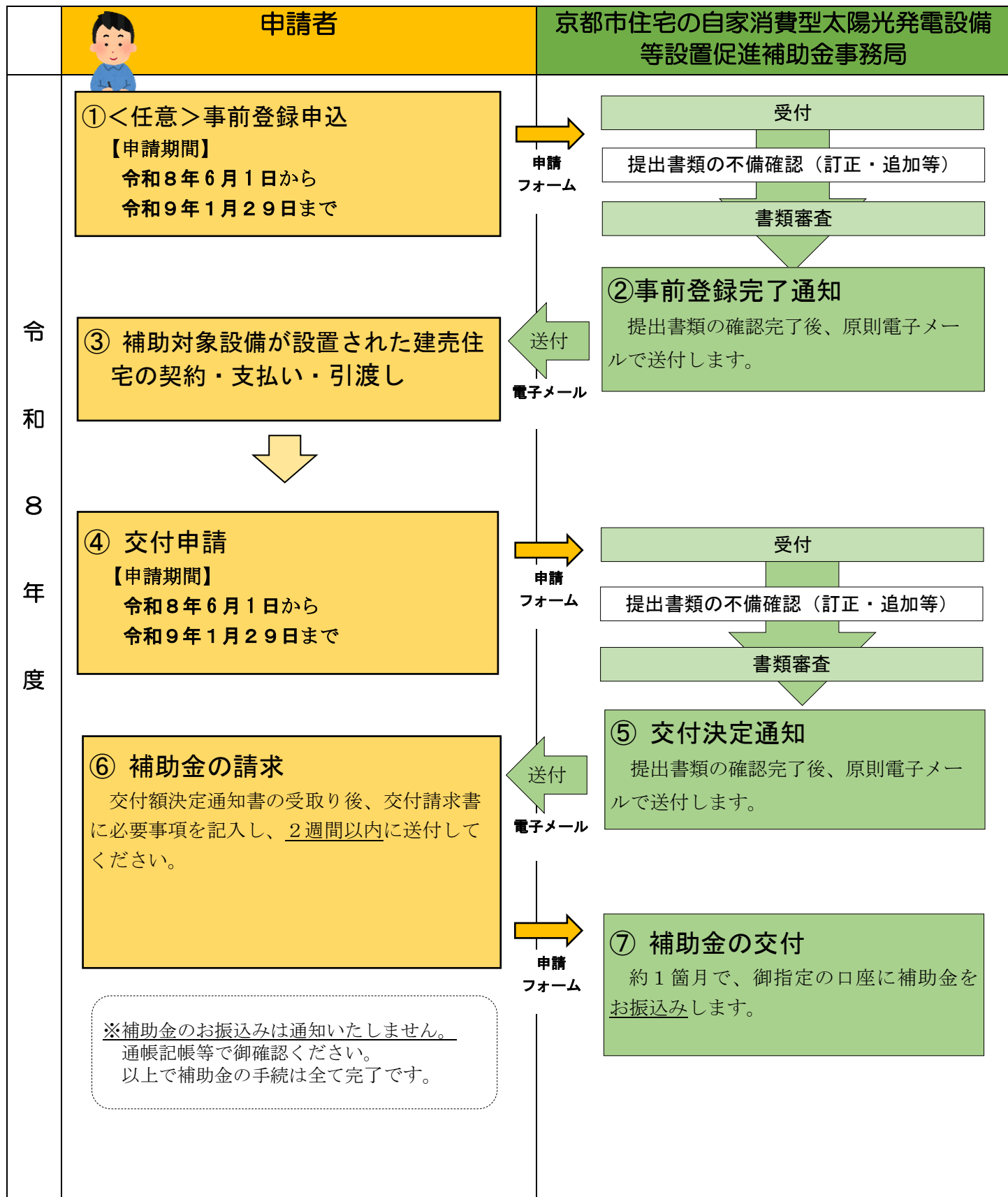


5 補助金申請の流れ（一般的な例）

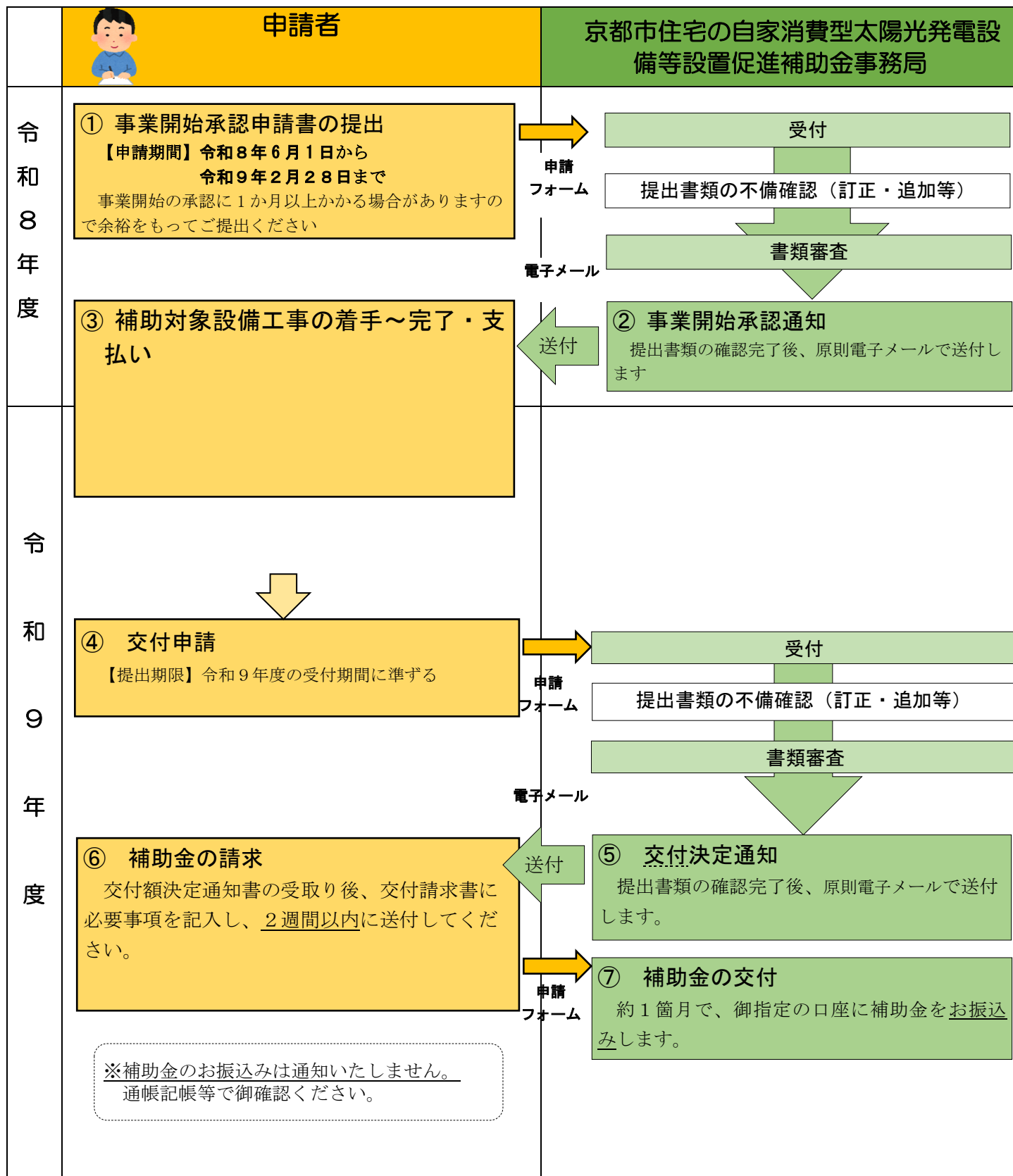
＜戸建て住宅に補助対象設備を設置する場合＞



＜補助対象設備が設置された建売住宅を購入する場合＞



＜補助対象設備の設置工事を住宅の新築工事と一体で契約する場合で、契約から工事・支払い完了までが長期（7カ月以上）にわたり、令和9年4月1日以降（令和10年1月31日まで）に完了する場合＞



6 申請書類の記入例と注意点

以下の記入例は、事前登録申込、交付申請及び事業開始承認申請の一例です。作成の際は、申請内容に応じて必要箇所に記入してください。

①事前登録申込書の記入例

(宛先) 京都市住宅の自家消費型太陽光発電設備等設置補助金事務局	申請日	令和8年7月20日
所在地・住所 (〒 604 - 0000)	申請者	エコ 太郎
京都府京都市中京区●町●丁目●番地		

提出日

住民票（個人の場合）又は現在事項証明書（法人の場合）の住所と一致させる。

設備等設置補助金交付規程第

PPA・リースの場合、申請者はPPA・リース事業者です。

なお、登録完了通知前に工事着手し、事前登録通知がなされなかった場合、事前登録を受けた補助額が事前登録申込額に達しない場合においても意義は申し立てません。

1 補助対象設備の設置場所の内容

補助対象設備の設置場所所在地	☒ 申請者の現住所と同一
	☐ 申請者の現住所以外の場所 (〒 -) 京都市京都市
景観手続の有無	☒ 規制区域内であり実施済み
	☐ 規制区域内だが不要
	☐ 規制区域外であり不要
補助対象設備で発電した電力の使用者	☒ 申請者と同一
	☐ 申請者以外の方 氏名：
住宅の登記日※	令和8年1月1日

登記事項証明書の住所と一致させる。

PPA・リースの場合は、「申請者以外の方」で住宅の居住者になります。

※ 住宅の新築工事が未完了の場合など未登記の場合は「未登記」と記載ください。

2 補助対象設備

交付申請予定の補助対象設備	☒ 太陽光発電設備及び蓄電池 → 3 (1) 及び 3 (2) へ
	☐ 太陽光発電設備及びV2H充放電設備 → 3 (1) 及び 3 (3) へ
	☒ 高効率給湯機器又はコージェネレーションシステム → 4 へ
	☐ 蓄電池又はV2H充放電設備（既存の太陽光発電システムの追加設備として設置するもの） → 5 へ

建物の登記簿（全部事項証明書）の表題部に記載されている登記の日付を転記してください。

3 補助対象設備の内容（太陽光発電設備及び蓄電池又はV2H充放電設備）

(1) 太陽光発電設備

ア 太陽電池モジュールの仕様

製造者名	型式名	公称最大出力	設置枚数
●(株)	●●-●●●●	340 W	15 枚
			枚
① 太陽光発電設備の公称最大出力の合計値（※小数点以下切捨て）			5 kW

イ パワーコンディショナーの仕様

製造者名	型式名	定格出力	設置個数
●(株)	●●-●●●●	5 kW	1 個
			個

補助額の算定において、太陽光発電設備の出力（kW）は小数点以下を切捨てた値が採用されます。

交付申請予定額 (①又は②のいずれか低い方 × 7万円)	350,000 円
-----------------------------------	-----------

(2) 蓄電池

ア 蓄電池の仕様

製造者名	型式名	蓄電容量（小数点第2位以下切捨て）
●（株）	●●●●●●	7 kWh

イ 交付申請予定額

③ 補助対象設備の経費 （消費税及び地方消費税相当額除く）	1,500,000	円
交付申請予定額（蓄電容量×5万円） 上限：③×1/3（千円未満切捨て）	350,000	円

補助額の算定において、「蓄電容量(kWh)×5万円/kWh」と「補助対象設備の経費の1/3」のいずれか低い方が採用されます。

(3) V2H充放電設備

ア V2H充放電設備の仕様

製造者名	型式名

イ 交付申請予定額

交付申請予定額	0	円
---------	---	---

4 補助対象設備の内容（高効率給湯機器又はコージェネレーションシステム）

(1) 補助対象設備の種別

☒ 高効率給湯機器
☐ コージェネレーションシステム

(2) 高効率給湯機器又はコージェネレーションシステムの仕様

製造者名	型式名
●（株）	●●●●●●

(3) 交付申請予定額

④ 補助対象設備の経費 （消費税及び地方消費税相当額除く）	700,000	円
交付申請予定額（④×1/2）（千円未満切捨て） 上限：高効率給湯機器30万円、コージェネレーションシステム80万円	300,000	円

5 補助対象設備の内容（蓄電池又はV2H設備として設置するもの）

(1) 蓄電池又はV2H充放電設備の仕様

製造者名	型式名	蓄電容量（小数点第2位以下切捨て）

(2) 交付申請予定額

交付申請予定額	
---------	--

補助額の算定において、「補助対象設備の経費の1/2」と「上限（高効率給湯機器：30万円、コージェネレーションシステム：80万円）」のいずれか低い方が採用されます。

（例）以下のスケジュールの場合の記載例
工事契約日：令和8年5月20日
工事着工日：令和8年7月1日
工事完了日：令和8年7月2日
支払日：令和8年7月10日

6 補助対象設備の事業期間（予定）※

太陽光発電設備及び蓄電池又はV2H充放電設備	令和8年5月20日 ～ 令和8年7月10日
高効率給湯機器又はコージェネレーションシステム	令和8年5月20日 ～ 令和8年7月10日
蓄電池又はV2H充放電設備 （既存の太陽光発電設備の追加設備として設置）	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

※ 事業期間：補助対象設備の設置に係る契約又は工事開始のいずれか早い日から工事完了又は支払いのいずれか遅い日までの期間。新築建売住宅において、補助対象設備が設置された住宅を購入する場合は、売買契約締結日から引渡し又は支払いのいずれか遅い日までの期間。

7 委任状

補助対象設備や住宅の販売・施工業者等に申請を委任することが可能です。

私は、規程第15条に規定する書類作成の代行について、下記の者を代理人と定め、書類内容の確認に係る連絡の窓口とします。

会社名	● (株)
担当者氏名	ソーラー 太郎
所在地	京都府京都市中京区●町●丁目●番地
電話番号	075-●●●●-●●●●
メールアドレス	●●●●●@●●●●●

※ 提出された書類の内容について、代理人と連絡が取れない場合や、京都市からの確認に対し明確な回答が得られない場合、申請者本人に連絡及び確認を行います。

8 申請者等の情報

個人	メールアドレス	●●●●●@●●●●●
	電話番号	075-●●●●-●●●●
団体 (担当部署)	部署名・役職名	
	氏名	
	メールアドレス	
	部署名・役職名	
	氏名	
	メールアドレス	
	電話番号	

②交付申請書の記入例

第4号様式（第6条関係）

京都市住宅の自家消費型太陽光発電設備等設置補助金交付申請書

(宛先) 京都市住宅の自家消費型太陽光発電設備等設置補助金事務局		申請日	令和8年7月20日	提出日
所在地・住所 (〒604-0000)		申請者		
京都府京都市中京区●町●丁目●番地		エコ 太郎		

住民票（個人の場合）又は現在事項証明書（法人の場合）の住所と一致させる。

PPA・リースの場合、申請者はPPA・リース事業者です。

1 補助対象設備の設置場所の内容

補助対象設備の設置場所所在地	☒ 申請者の現住所と同一	登記事項証明書の住所と一致させる。
	☐ 申請者の現住所以外の場 京都府京都市	
景観手続の有無	☒ 規制区域内であり実施済み	PPA・リースの場合は、「申請者以外の方」で住宅の居住者になります。
	☐ 規制区域内だが不要	
	☐ 規制区域外であり不要	
補助対象設備で発電した電力の使用者	☒ 申請者と同一	氏名：
	☐ 申請者以外の方	
住宅の登記日※	令和8年1月1日	

※ 住宅の新築工事が未完了の場合など未登記の場合は「未登記」と記載ください。

2 補助対象設備

交付申請する補助対象設備	☒ 太陽光発電設備及び蓄電池 → 3 (1) 及び 3 (2) へ	建物の登記簿（全部事項証明書）の表題部に記載されている登記の日付を転記してください。
	☐ 太陽光発電設備及びV2H充放電設備 → 3 (1) 及び 3 (3) へ	
	☒ 高効率給湯機器又はコージェネレーションシステム → 4 へ	
	☐ 蓄電池又はV2H充放電設備（既存の太陽光発電システムの追加設備として設置するもの） → 5 へ	

3 補助対象設備の内容（太陽光発電設備及び蓄電池又はV2H充放電設備）

(1) 太陽光発電設備

ア 太陽電池モジュールの仕様

製造者名	型式名	公称最大出力	設置枚数
●(株)	●●-●●●●	340 W	15 枚
			枚
① 太陽光発電設備の公称最大出力の合計値（※小数点以下切捨て）			5 kW

イ パワーコンディショナーの仕様

製造者名	型式名	定格出力	設置個数
●(株)	●●-●●●●	5 kW	1 個
			個
② パワーコンディショナーの定格出力の合計値（※小数点以下切捨て）			5 kW

ウ 交付申請額

交付申請額 (①又は②のいずれか低い方 × 7万円)	350,000 円
---------------------------------	-----------

補助額の算定において、太陽光発電設備の出力（kW）は小数点以下を切捨てた値が採用されます。

(2) 蓄電池

ア 蓄電池の仕様

製造者名	型式名	蓄電容量（小数点第2位以下切捨て）
●（株）	●●-●●●●	7 kWh

イ 交付申請額

③ 補助対象設備の経費 （消費税及び地方消費税相当額除く）	1,500,000	円
交付申請額（蓄電容量×5万円） 上限：③×1/3（千円未満切捨て）	350,000	円

(3) V2H充放電設備

ア V2H充放電設備の仕様

製造者名	型式名

イ 交付申請額

交付申請額	0	円
-------	---	---

補助額の算定において、「蓄電容量(kWh)×5万円/kWh」と「補助対象設備の経費の1/3」のいずれか低い方が採用されます。

4 補助対象設備の内容（高効率給湯機器又はコージェネレーションシステム）

(1) 補助対象設備の種別

☒ 高効率給湯機器
☐ コージェネレーションシステム

製造者名	型式名
●（株）	●●-●●●●

(3) 交付申請額

④ 補助対象設備の経費 （消費税及び地方消費税相当額除く）	700,000	円
交付申請額（④×1/2）（千円未満切捨て） 上限：高効率給湯機器30万円、コージェネレーションシステム80万円	300,000	円

5 補助対象設備の内容（蓄電池又は設備として設置するもの）

(1) 蓄電池又はV2H充放電設備の仕様

製造者名	型式名	蓄電容量（小数点第2位以下切捨て） （蓄電池設置の場合のみ）

(2) 交付申請額

交付申請額		
-------	--	--

補助額の算定において、「補助対象設備の経費の1/2」と「上限（高効率給湯機器：30万円、コージェネレーションシステム：80万円）」のいずれか低い方が採用されます。

（例）以下のスケジュールの場合の記載例
 工事契約日：令和8年5月20日
 工事着工日：令和8年7月1日
 工事完了日：令和8年7月2日
 支払日：令和8年7月10日

6 補助対象設備の事業期間※

太陽光発電設備及び蓄電池又はV2H充放電設備	令和8年5月20日 ～ 令和8年7月10日
高効率給湯機器又はコージェネレーションシステム	令和8年5月20日 ～ 令和8年7月10日
蓄電池又はV2H充放電設備 （既存の太陽光発電設備の追加設備として設置）	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

※ 事業期間：補助対象設備の設置に係る契約又は工事開始のいずれか早い日から工事完了又は支払いのいずれか遅い日までの期間。新築建売住宅において、補助対象設備が設置された住宅を購入する場合は、売買契約締結日から引渡し又は支払いのいずれか遅い日までの期間。

7 委任状

補助対象設備や住宅の販売・施工業者等に
申請を委任することが可能です。

私は、規程第15条に規定する書類作成の代行について、下記の者を代理人と定め、
書類内容の確認に係る連絡の窓口とします。

会社名	● (株)
担当者氏名	ソーラー 太郎
所在地	京都府京都市中京区●町●丁目●番地
電話番号	075-●●●●-●●●●
メールアドレス	●●●●@●●●●

※ 提出された書類の内容について、代理人と連絡が取れない場合や、京都市からの
確認に対し明確な回答が得られない場合、申請者本人に連絡及び確認を行います。

8 申請者等の情報

個人	メールアドレス	●●●●@●●●●
	電話番号	075-●●●●-●●●●
団体 (担当部署)	部署名・役職名	
	氏名	
	メールアドレス	
	部署名・役職名	
	氏名	
	メールアドレス	
	電話番号	

③交付請求書の記入例

第16号様式（第12条関係）

提出日

令和8年 8月 1日

京都市住宅の自家消費型太陽光発電設備等設置補助金

交付請求書

(宛 先) 京都市住宅の自家消費型太陽光発電設備等設置補助金事務局 京都市住宅の自家消費型太陽光発電設備等設置補助金交付規程第12条 第1項の規定により、補助金の交付を請求します。							
請求者の氏名 (補助金申請者と同一の者)	エコ 太郎						
請求者の住所	(〒604-0000)京都市京都市中京区●町●丁目●番地						
補助金の請求額	金 1,000,000 円						
指定 口座	金融機関名		●● 銀行 ●● 本店 信用金庫 支店 信用組合 出張所 農 協				
	種別	口座番号（下欄に右づめで数字を記入すること）					
	1 普通	1	2	3	4	5	6
	2 当座						
	3 貯蓄						
口座 名義人	フリガナ	エコ タロウ					
	漢 字	エコ 太郎					

PPA・リースの場合、申請者はPPA・リース事業者です。

住民票（個人の場合）又は現在事項証明書（法人の場合）の住所と一致させる。

受領した交付決定通知書に記載された交付額合計の金額を記入する。

※ 補助金振込先の口座名義人（フリガナ）、金融機関名、店名、預金の種類及び口座番号が記載されている部分の通帳等の写しを提出してください。

7 添付書類作成例

(1) 発電電力消費計画書（太陽光発電設備）

発電電力消費計画書（例）

○導入する設備により発電する電力の年間自家消費率見込が30%以上であることを確認する計画書です。

申請者名		エコ 太郎
補助対象設備の発電出力	太陽光モジュール	5.1 kW
	パワーコンディショナー	5.0 kW
蓄電池の容量		7.0 kWh
補助対象設備における年間発電量見込①		6,000 kWh/年
年間自家消費量見込②		3,000 kWh/年
年間自家消費率見込（②÷①）		50 %
過去1年間の電力使用量 ※新築の場合は記入不要		4,000 kWh/年

【添付書類】

1. 年間発電量見込の算定根拠となる資料
2. 過去1年間の電力使用量の算定根拠となる資料（新築の場合は不要）

販売・施工業者による発電シミュレーションに係る資料等を添付してください。

【留意事項】

1. 年間自家消費率見込が30%未満となる場合、補助対象になりません。
2. 補助金交付後、実際の自家消費率について報告を求める場合があります。

契約している電力会社のマイページからダウンロードする等してください。
なお、1年分の電力使用量がない場合は、直近の数か月又は月間電力使用量などがわかる資料を代わりに添付してください。

(2) 蓄電池のパッケージ型番がSIIに登録済であることが分かる書類

現在SIIに登録されている蓄電システムのパッケージ型番は、「一般財団法人環境共創イニシアチブ」のホームページから確認することができます。

<確認方法>

- ① [登録済 製品一覧 | ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス \(ZEH\) 支援事業 | SII 一般社団法人 環境共創イニシアチブ Sustainable open Innovation Initiative](#)にアクセス又は、「蓄電システム登録済製品一覧」などで検索
- ② 「メーカー一覧から検索する」をクリックし、設置予定の蓄電システムのメーカー名を選択
- ③ 「SII登録型番（パッケージ型番）」に設置予定のパッケージ型番を入力し、「検索する」ボタンをクリック

蓄電システム登録済製品一覧検索

SIIに登録済みの蓄電システム製品を検索することができます。

※登録製品であっても、蓄電システムの製品登録日及び補助事業の交付決定通知日より前に契約・工事着工された場合は補助対象外となります。
※製品の詳細仕様については、各製品情報のページよりご確認ください。各製造事業者へお問い合わせください。

2

- 関連する補助事業は[こちら](#)
- 過年度の登録済製品一覧は[こちら](#)（※SIIの令和8年度の補助事業では対象外です）

令和8年度の登録済製品一覧

令和8年度のZEH補助事業でSIIが登録・公表した蓄電システムを条件またはメーカー一覧から検索できます。

2026年05月20日時点

条件を指定して検索

メーカー名

SII登録型番（パッケージ型番）

製品名

ECHONET Lite AIF認証

検 索  [全ての条件をクリア](#)

登録日	メーカー名	製品名	パッケージ型番	定格出力 (kW)	電力変換装置 タイプ ※1	蓄電容量 (kWh) ※2	初期実効容量 (kWh) ※3	ECHONET Lite Release バージョン	ECHONET Lite AIF認証 ※4	お問い合わせ窓口 ホームページ
2026/05/20	ニチコン株式会社	系統連系型蓄電システム	ESS-E1L1	5.9	ハイブリッド	9.7	8.6	Q.1	有	0120-215-030 HP

対象設備の内容であることを確認

(3) 省CO2効果計算表（高効率給湯器）

省CO2効果計算表（例）

・導入する給湯機器の省CO2効果が30%以上であることを確認するための簡易計算表です。

※ 使用日数や使用時間等、機器の使い方による省CO2効果は含みません。

※ 計算で使用する数値については、メーカー公表資料でご確認いただくか、メーカーや取扱業者等にご相談ください。

＜既存住宅で導入する場合＞

既存の機器（当該住宅においてこれまで使用していた機器）がある場合は、カタログ値を参照し、新しく導入する機器との比較を行ってください。

＜上記以外（新築住宅等）で導入する場合＞

新築等で既存の機器が存在しない場合は、旧住宅で使用していた機器と比較してください。また、旧住宅に比較できる設備がない場合、以前に製造されていた同程度の定格能力の機器を既存設備として設定してください。

＜既存機器の給湯器効率が分からない場合＞

既存機器について、どうしても給湯器効率が分からない場合は以下の数値を使用してください。

給湯器種別：ガス給湯器

燃料種：都市ガス

追焚機能の有無：有

給湯器効率の種別：モード熱効率

	既存機器	導入機器
給湯器種別	ガス給湯器（都市ガス）	エコキュート
メーカー	●（株）	●（株）
型式	●●●－●●	●●●－●●
燃料種	都市ガス	電力
追焚機能の有無	有	有
給湯器効率の種別	モード熱効率	年間給湯保温効率（JIS）
給湯器効率	0.78	3
CO2削減率		40.76%

判定 （補助金申請可能な場合は「○」と表示）	○
---------------------------	---

(4) 補助対象設備の写真

- 全体がわかるように撮影してください（一部分だけの写真は認められません）。
- 太陽光発電設備については、太陽電池モジュール（パネル）だけでなく、パワーコンディショナーの写真も提出してください。

<（例）太陽電池モジュールの写真>



※ 「全体が写っていない」「暗くて確認できない」などの写真は不可です。

(参考) 納品書例 (太陽光パネル、パワコン、蓄電池等)

下のような補助対象設備の納品書を添付してください。

納品日、宛先、発行者等の明記されている資料を添付してください。

令和〇年〇月〇日

納品書

〇〇 〇〇 御中

株式会社 〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

京都市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

TEL : 075-〇〇〇-〇〇〇〇

FAX : 075-〇〇〇-〇〇〇〇

下記のとおり納品いたしましたので、ご確認ください。

部品名	数量	単位	単価	金額
太陽電池モジュール 型番 〇〇〇〇	〇	枚		〇〇〇〇
パワーコンディショナー 型番 〇〇〇〇	1	台		〇〇〇〇
蓄電池 型番 〇〇〇〇	〇	セル		〇〇〇〇
接続箱 型番 〇〇〇〇	1	台		〇〇〇〇
付属品	1	式		〇〇〇〇
				〇〇〇〇
【小計】				〇〇〇〇
【消費税】				〇〇〇
【合計】				¥〇〇〇〇〇
補助対象設備が明記されている資料を添付してください。				

～以下省略～

(参考) 内訳書例 (太陽光パネル、パワコン、蓄電池等)

下のような補助対象設備の内訳書を添付してください。

内訳書 (抜粋)					
名称	仕様・規格	数量	単位	単価	金額 (税抜)
太陽光発電設備					
太陽電池		1	式		〇〇〇〇
架台		1	式		〇〇〇〇
パワーコンディショナー		1	台		〇〇〇〇
表示装置		1	台		〇〇〇〇
データ収集装置		1	台		〇〇〇〇
接続箱		1	式		〇〇〇〇
変換器箱		1	式		〇〇〇〇
計測機器		1	式		〇〇〇〇
付属品		1	式		〇〇〇〇
機器間ケーブル工事		1	式		〇〇〇〇
搬入費		1	式		〇〇〇〇
搬出費		1	式		〇〇〇〇
据付費		1	式		〇〇〇〇
試験調整費		1	式		〇〇〇〇
諸経費	(福利厚生費含む)	1	式		〇〇〇〇
【小計】					¥●,000,000

補助対象設備、数量、金額等が明記されている資料を添付してください。

8 景観手続（※ 必ず工事着手前にご確認ください。）

景観手続の要否については、以下の方法でご確認のうえ、不明な場合は、京都市都市計画局都市景観部景観政策課（２２２－３４７４）又は風致保全課（２２２－３４７５）にお問い合わせください。

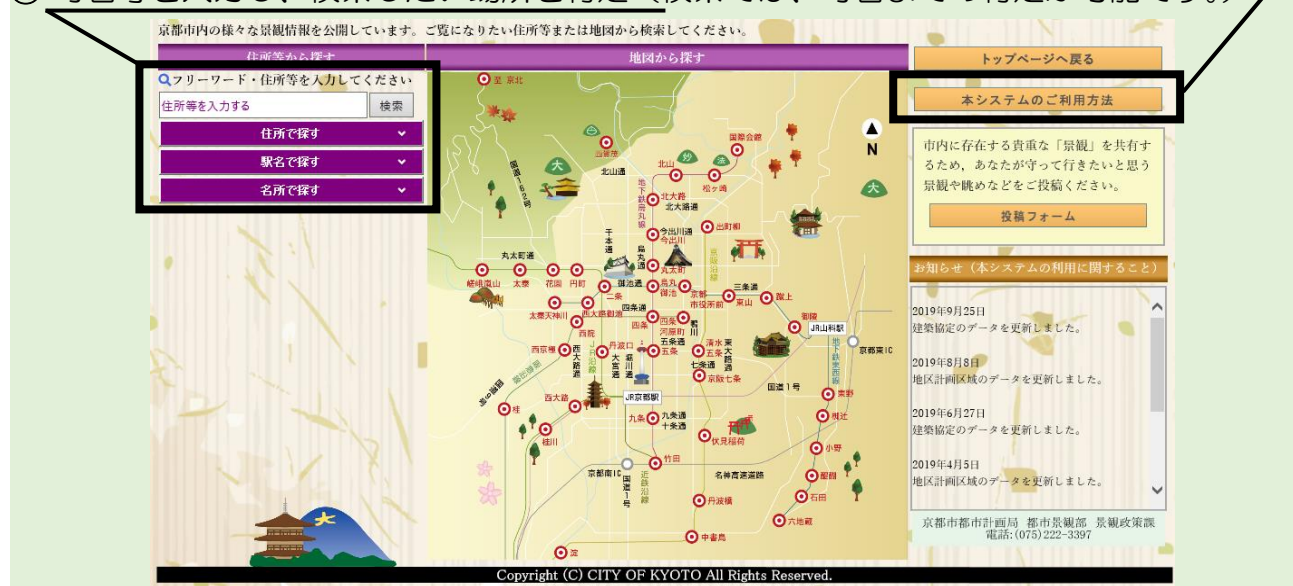
（受付時間：午前８時４５分～１１時３０分、午後１時～午後３時）



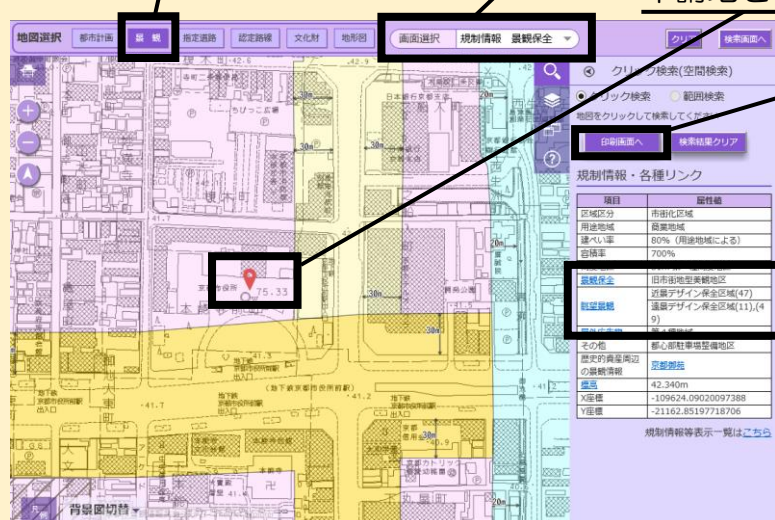
景観規制等の確認方法

計画地の景観規制等については、「京都市景観情報共有システム」で確認できます。
＜京都市景観情報共有システムの利用の仕方＞

- ①「京都市景観情報共有システム（<https://keikan-gis.city.kyoto.lg.jp/keikan/>）」にアクセス
- ② 利用規約を確認し、内容に同意したうえで「同意する」をクリック
- ③「本システムのご利用方法」を確認：操作説明書をご覧ください。
- ④ 町名等を入力し、検索したい場所を特定（検索では、町名までの特定が可能です。）



- ⑤「地図選択 景観」をクリックし、「規制情報 景観保全」を選択して、用途地域で色分けされた地図に切り替え、申請地をクリックしてピン📍を立てます。



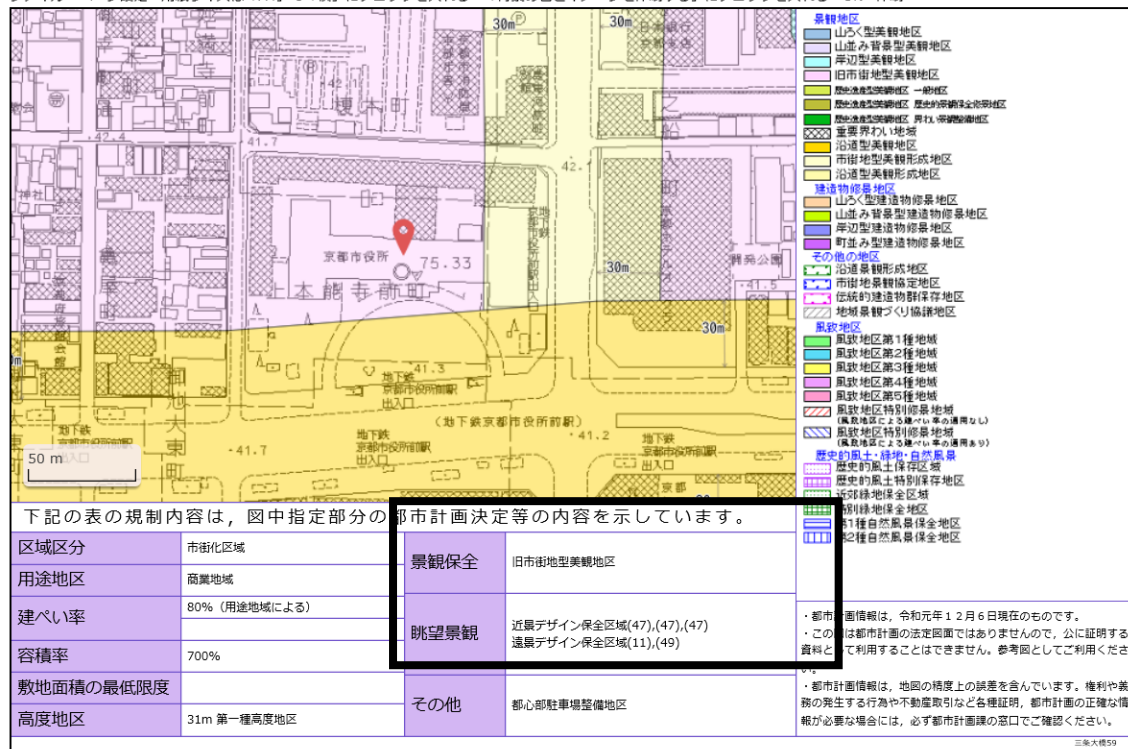
- ⑥ 規制情報を確認して、印刷画面に移ります。

（次ページへ）

⑦景観保全、眺望景観の欄を御確認ください。

<印刷方法>

ファイル→ページ設定→用紙サイズは「A4」で「横」にチェックを入れる→「背景の色とイメージを印刷する」にチェックを入れる→OK→印刷



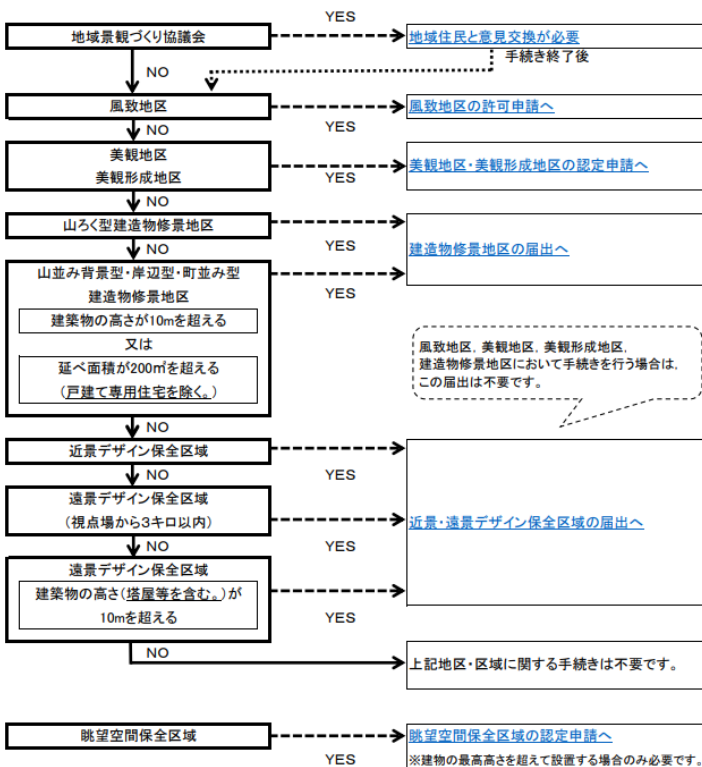
⑧ 都市景観部のホームページ

「太陽光パネルの景観に関する運用基準・手続のご案内」

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000281390.html>)

のフローチャートと照らし合わせて、
景観手続の要否を確認してください。

太陽光パネルの景観手続きフローチャート



9 申請・問い合わせ窓口

【申請書類提出先・問合せ窓口】

○ 京都市住宅の自家消費型太陽光発電設備等設置補助金事務局

・ 受付時間：9時00分～17時00分

・ 住 所：〒534-0024

大阪府大阪市都島区東野田町1丁目5番14号

京橋フロントビル6F（株）かんでんCSフォーラム 京橋センター

・ 電 話：06-7525-4943

・ 電子メール：solar2026@cc.kcsf.jp

【補助実施の背景など地球温暖化対策全般に係る問合せ】

○ 京都市環境政策局地球温暖化対策室

・ 受付時間：平日 9時00分～17時00分

・ 住 所：〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

・ 電 話：075-222-4555

